初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次 のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第23号

初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則

初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則(昭和62年函館市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項中「区分」の後ろに「(職種欄の区分および学歴 免許等欄の区分の定めがあるものにあつては,職種欄の区分および学歴 免許等欄の区分)」を加える。

第20条中「区分」の後ろに「もしくは学歴免許等欄の区分」を加える。

別表第1(1)の表8級の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理監の職務

別表第2(1)の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給
一般事務		大学卒		1級25号給
		短大卒		1級15号給
		高校卒		1級5号給
一般技	土木技術 電気技術 機械技術 化学技術	大学卒		1級25号給
		短大卒		1級15号給
術		高校卒		1級5号給
	建築技術	大学卒		1級25号給
		短大卒		1級15号給
		高校卒		1級5号給
		1級建築士免許 2級建築基準適合判定資格者	大学卒	1級29号給
			短大卒	1級19号給
			高校卒	1級9号給
		1級建築基準適合判定資格者	大学卒	1級33号給
			短大卒	1級23号給
			高校卒	1級13号給
福		社会福祉主事任用資格	大学卒	1級25号給
		保育士資格 幼稚園教諭免許 介護福祉士資格	短大卒	1級15号給
			高校卒	1級5号給
		食品衛生監視員任用資格	大学卒	1級25号給
			短大卒	1級15号給
		管理栄養士免許	大学卒	1級29号給

		短大卒	1級19号給
	理学療法士免許	大学卒	1級29号給
	作業療法士免許 言語聴覚士免許	短大3卒	1級25号給
	保健師免許	大学卒	1級29号給
		短大3卒	1級25号給
		短大2卒	1級19号給
	社会福祉士資格精神保健福祉士資格	大学卒	1級29号給
		短大卒	1級19号給
		高校卒	1級9号給
	薬剤師免許	大学6卒	1級41号給
		大学卒	1級29号給
	獣医師免許	大学6卒	1級41号給
	公認心理師資格	修士課程修了	1級41号給
		大学卒	1級29号給
消防吏員	大学卒		1級31号給
	短大卒		1級23号給
	高校卒		1級13号給
保育士	短大卒		1級15号給
薬剤師	大学6卒		1級41号給
	大学卒		1級29号給
獣医師	大学6卒		1級41号給
栄養士	大学卒		1級25号給
	短大卒		1級15号給
			•

理学療法士	大学卒	1級25号給
言語聴覚士	短大3卒	1級21号給
保健師	大学卒	1級29号給
看護師	短大3卒	1級21号給

備考

- 1 職種欄の「福祉事務」の区分の適用を受ける者の経験年数は、 それぞれその免許等の資格を取得した時(社会福祉主事任用資格 または食品衛生監視員任用資格を有する者にあつては市長が別に 定める時、保健師免許を有する者で看護師免許を有するものにあ つては看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、市 長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 職種欄の「薬剤師」,「獣医師」,「栄養士」,「理学療法士」, 「言語聴覚士」,「保健師」または「看護師」の区分の適用を受 ける者の経験年数は,それぞれその免許を取得した時(保健師で 看護師免許を有する者にあつては,看護師免許を取得した時)以 後のものとする。ただし,市長が別段の定めをした場合は,その 定めるところによる。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号) 附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴 免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとす る。

別表第6(1)の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表在級期間表

職種	学歴免許等		職務の級
4联7里 			2級
一般事務	大学卒		7
一般技術	短大卒		9. 5
消防吏員	高校卒		1 2
福祉事務	社会福祉主事任用資格 保育士資格 幼稚園教諭免許 介護福祉士資格	大学卒	7
		短大卒	9. 5
	社会福祉士資格 精神保健福祉士資格	高校卒	1 2
	食品衛生監視員任用資格	大学卒	7
	管理栄養士免許	短大卒	9. 5
	理学療法士免許	大学卒	7
	作業療法士免許 言語聴覚士免許	短大3卒	8
	保健師免許	大学卒	6
		短大3卒	7
		短大2卒	8. 5
	薬剤師免許	大学6卒	- 6
		大学卒	
	獣医師免許	大学6卒	6
	公認心理師資格	修士課程修了	6
		大学卒	7
保育士			9. 5
薬剤師 獣医師 保健師			6
栄養士	大学卒		7
	短大卒		9. 5

理学療法士	大学卒	7
言語聴覚士	短大3卒	8
看護師		8

附則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の 改正規定および次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 函館市文書編集保存規則 (昭和62年函館市規則第11号) の一部 を次のように改正する。

第29条第1項中「別表第1(1)の表8級の項第2号」の後ろに「および第3号」を加え、「および」を「ならびに」に改める。